

NPO 法人

# うえるかむ

権利擁護サポートセンター船橋

## 通信



第12号 平成24年5月16日発行

〒273-0046 船橋市上山 1-157-4 (カメラハウス2階)

船橋法典駅下車徒歩8分 TEL047-710-7045 / IP 電話 050-3496-9981

ブログ <http://welcome.blog.ocn.ne.jp> / メールアドレス: [qqxt3s29n@canvas.ocn.ne.jp](mailto:qqxt3s29n@canvas.ocn.ne.jp)



### 《お世話になります!》

うえるかむ理事 足立佐知子氏  
社会福祉士・ケアマネジャー

「お世話になります!」と、笑いながら優しい笑顔でおっしゃって下さるお年寄りがいます。年を重ねると色々なことができなくなります。人のお世話にならなければ生きていけなくなります。自分が!自分が!と頑張っ

て生きて来られて、人のお世話になることはどれだけ辛いことでしょう。それでも笑顔で介護スタッフの心を和ませてくださいます。その方の周りにはいつも優しさがあふれています。

私は、今「うえるかむ」の理事をしています。地元の木更津では居宅介護支援事業所のケアマネジャーとしての仕事を持っています。障害を抱えながらもご自宅で懸命に生きている方々のお手伝いをしています。

最近の孤独死などの痛ましい記事を目にする度に、どうして助けられなかったのだろうと悲しくなります。

頑張らなくていい、生きていだけでもう十分に頑張っているのですから…。「助けて!」と言える人を、たった一人でもいいから、持ちましょう。「お世話になります。」と笑って言ってください。心が楽になります。

私の今年の目標は「人さまのお世話になって、ゆる〜く生きる!」です。皆様のお力をお借りして何とか頑張っ、少し仕事をし、楽しみも持って生きていきます。



### 「うえるかむ」これからの予定

☪ 懇談会 6月11日(月)10時30分から

高根台公民館 第一集会室

助言者 小藤武樹氏 社会福祉士

好村肇氏 船橋市手をつなぐ育成会会長

詳しくは、ご案内を差し上げます。

☆賛助会員ご継続ありがとうございます。

### 権利擁護漫画 ウエルちゃん 原案・赤津&原画・武藤 No.7 「選挙に行きたい!」



① 茨城県在任の、Tさんは、知的障害というハンディキャップを持ちながらも、選挙には欠かさず票を投じてきました。

② 選挙公報をじっくり読み、自分なりに選んで名前を書いていました。

③ ところが後見をつけたとたん、Tさんの投票所入場整理券は、届かなくなりました。「もう一度選挙に行きたい!」

④ 「権利を守るための制度が権利を奪つ理不尽さを見過ごすわけにはいかない。」選挙権を求め訴訟を起こすことに!

☆皆様のご意見、ご希望、情報などがございましたら、お気軽にうえるかむまで。

\*「No.7 選挙に行きたい!」は、次号に続きます。お楽しみに!

## わかりやすい成年後見制度(最終回)・・・

### 「手続きは？」 社会福祉士 小藤武樹

今日は。お元気ですか。小藤です。最終回はこの制度を利用するために必要な手続きについてお話ししましょう。第3回で成年後見制度は本人の自由を制限することになり、使い方によっては“毒”にも“薬”にもなると申しました。思い出していただけましたか。まず手続きする前に利用中の施設に相談してみましょ。そして“うえるかむ”(047-710-7045)にお電話ください。他の相談先として、千葉県社会福祉協議会(043-204-6012)、千葉家庭裁判所家事受付係(043-222-0165)、(社)千葉県社会福祉士会(043-238-2866)、千葉司法書士会(043-246-2666)、千葉県弁護士会(043-227-8431)など、あるいは船橋市役所の障害福祉課(047-436-2345)など、数多くありますので、気軽に問い合わせてみましょう。手続きは管轄家庭裁判所への「審判の申し立て」から始めます。船橋市、市川市、浦安市在住の方は千葉家庭裁判所市川出張所が管轄家庭裁判所となります。管轄家庭裁判所で必要書類が入手できます。ここで書き方なども詳しく、解りやすく親切・丁寧に指導していただけます。ご安心ください。申し立てできる方は本人、配偶者、4親等内の親族(姻族は3親等まで)、検察官、市町村長などです。言い換えますと、「申し立ては本人、あるいは本人のことをよく知っている者」となります。尚、補助類型に限っては、本人の同意が必要です。申請時に後見人等の候補者があれば、“成年後見人等候補者について”の書類も提出しましょう。候補者がいない場合は家庭裁判所が第三者成年後見人を選びます。申し立てにかかる費用は後見および保佐で7~12万円、補助で2万円とされています。この費用は申立人が支払わねばなりません。つぎに審判が下りた後、第三者成年後見人等へ報酬も払わねばなりません。この費用はご本人の支払いとなり、その相場は自宅生活者で28,000円/月、施設入所者で18,000円/月とされています。しかし、家庭裁判所が本人の支払い能力を考慮して報酬額が決められますから、この額を大幅に下回ることもあります。すなわち制度を利用して生活に困ることのないように配慮されています。ご安心ください。それでも経済的に困りの方は市町村で“成年後見制度利用支援事業”を設けていますので、障害者福祉担当窓口で相談してみましょ。(右上へ)

最後になりますが、成年後見制度は本人の自由を奪う面もあることをくれぐれもご承知いただき、上手に利用されますことを願っています。  
終わり

## 「うえるかむ」23年度報告と24年度計画

### 23年度事業実績報告

7/8 長瀬修氏(東大准教授)の講演と高橋克己氏による、ギター弾き語りをいたしました。  
2/18 春よこい♪フェスティバル  
3/30 野口友子さん(社会福祉士)の講演  
☆ご相談とお手伝いなど40件

### 23年度収支決算報告

収入の部合計 2,038,644		支出の部 合計 1,537,236	
正会員費	64,160	事業費	1,128,903
賛助会員	525,850	管理費	377,928
寄付金	129,410	税金等	30,404
雑収入	29,198		
前年度繰越金	1,090,026		
市民活動助成金	200,000		
<b>収入ー支出=501,408円</b>			

### 24年度事業計画

☆ご相談とお手伝いは引き続きお受けいたします。ご相談などの件数は増加の見込みです。

24年6/11 懇談会 別紙にて。

25年2月 フェスティバル

3月 講演またはシンポジウム

### 24年度収支予算書

収入 計 1,286,408		支出 計 1,286,408	
23年度繰越金	501,408	事業費	900,000
正、賛助会費	500,000	管理費	250,000
市民活動助成金	285,000	税金	30,000
		予備費	106,408

船橋市手をつなぐ育成会の支援を受けています

1人で悩まないで!  
一緒に考えましょ

NPO 法人うえるかむ権利擁護  
サポートセンター船橋

相談室毎週火曜日と金曜日

金曜日 10:00~15:00

電話 047-710-7046 又は 090-1217-3003

どんな些細なことでもお気軽にご相談下さい。

内容によっては弁護士や社会福祉士がお話を伺います。

NPO法人PACガーディアンズ

船橋市成年後見支援センター

センター長 小川裕二氏(社会福祉士)

お問合せは (Tel)047-407-4441

Eメール info@pacg.jp

JR または京成線 船橋駅 下車4分

成年後見制度に関する  
ご相談・まず、お電話で